

日本政府は、人種差別撤廃条約（以下「本条約」という。）第 9 条及び人種差別撤廃委員会手続規則第 65 (CERD/C/35/REV. 3) に基づく 2025 年 5 月 12 日付け人種差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）からの情報提供要請に対し、以下のとおり回答する。

1. 序論

- 沖縄県は、日本の他地域と同様に、独自の特色豊かな文化・伝統を有しており、日本政府は、敬意を払って、それらの保存及び振興を図っている。また、沖縄県に居住する又は沖縄県出身の日本国民は、他の日本国民と同様、日本国民としての権利が完全に、かつ等しく保障されている。
- 本条約第 1 条 1 は、本条約の適用対象となる「人種差別」の事由として「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」を掲げている。そのため、本条約は、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。この点に関し、委員会のいう「the Indigenous People of Ryukyu/Okinawa」、「the Ryukyu/Okinawa Indigenous People」がそれぞれ厳密にいかなる人々のことを指しているかは必ずしも明確でないが、沖縄県に居住する人又は沖縄県の出身者が本条約に規定されるこれら諸特徴を有している、との見解が日本国内において広く存在するとは認識していない。よって、これらの人々は本条約にいう「人種差別」の対象とはならないものと考えている。このことは過去の本条約審査の際にも累次説明してきているところである（例：2018 年に実施された本条約第 10 回・第 11 回政府報告審査において、日本の代表団から、沖縄県出身者は本条約上「人種差別」の対象には該当しないというのが日本の立場であると説明した。）。
- また、沖縄県出身者が「先住民族」であるとの認識は日本国内に広く存在するとは言えず、実際、沖縄県内の複数の市議会等において、沖縄県出身者は必ずしも「先住民」や「先住民族」であるとは認識していないとの声も上がっていると承知している。例えば、豊見城市議会（2015 年 12 月）、石垣市議会（2016 年 6 月）、本部町議会（2019 年 3 月）、宜野湾市議会（2019 年 12 月）、宮古島市議会（2022 年 12 月）において、沖縄の県民を「先住民族」と認めるべきとの国連の各種委員会の勧告の撤回を求める決議が採択されている。
- 以上を指摘した上で、本条約の締約国として、委員会からの情報提供要請に誠実に対応する観点から、以下の情報を提供する。

2. 普天間飛行場及び普天間飛行場代替施設建設概要

- 沖縄の基地負担の軽減は政権の最重要課題の一つ。普天間飛行場の移設を含め、日米で合意した計画に基づく米軍施設・区域の整理・縮小等の取組を着実に進めている。
- 沖縄県宜野湾市に所在する普天間飛行場は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、これを利用する航空機が市街地上空を飛行するため、「世界で最も危険な飛行場」と言われている。同飛行場の固定化は、絶対に避けなければならない、これは日本政府と沖縄の住民と

の共通認識であると考えている。

- 日本政府としては、沖縄県外を移設先とする様々な案を含めた検討の結果、同県名護市に所在するキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えており、この方針に基づき着実に工事を進めていくことが、同飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながると考えている。

3. 普天間飛行場代替施設建設計画に至った経緯等

- 同飛行場については、平成7年（1995年）に起きた不幸な事件や同飛行場内での航空機墜落事故などを契機に、沖縄県からの要請を受けて、平成8年（1996年）4月に橋本総理（当時）とモンデール米駐日大使（当時）が会談し、県内移設と全面返還について日米で合意したものである。
- その上で、具体的な移設先としては、
 - ・滑走路を含め、所要の地積が確保できること
 - ・既存の米軍の施設・区域を活用でき、その機能を損なわないで移設し得ること
 - ・移設先の自然環境・生活環境に最大限配慮し得ることなどを総合的に勘案し、当時の沖縄県知事と名護市長の同意を得て、平成11年（1999年）12月、辺野古への移設が閣議決定された。
- その後も、沖縄県外を移設先とする様々な案を含め検討を行ったが、①我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、沖縄に駐留する米海兵隊を含む在日米軍全体のプレゼンスを低下させることはできないこと、②米国本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離を置いている等の沖縄の地理的優位性があること、③司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、優れた機動性及び即応性を備える米海兵隊の特性及び機能を損なうことができないこと、④同飛行場の危険性を一刻も早く除去する必要があること等、様々な点を総合的に勘案した結果、先述のとおり、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策との結論に至ったものである。
- 同飛行場の移設は、同飛行場の全ての機能をキャンプ・シュワブに移転するものではなく、同飛行場が有する3つの機能のうち2つを県外に移転し（このうちの一つである空中給油機の運用機能は既に岩国飛行場への移転が完了している。また、もう一つの緊急時における航空機の受入機能は調整中。）、残る1つ（オスプレイなどの運用機能）をキャンプ・シュワブに移転して、普天間飛行場を全面返還するものである。
- また、代替施設の埋立面積は、同飛行場の面積の3分の1程度となり、滑走路の長さも3分の2程度に短縮される。滑走路の形については、地元の要請を受け、離陸・着陸のいずれの飛行経路も海上になるよう、「V字型」とすることで、沖縄県や名護市とも合意した。これにより、飛行場の周辺地域における安全性が格段に向上するとともに、騒音による影響も大幅に軽減される。

- 普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たっては、平成19年（2007年）から約5年間にわたり環境影響評価を行い、当時の沖縄県知事から1,500件以上に及ぶ御意見を頂き、これらを適切に環境影響評価の内容に反映させた上で、平成25年（2013年）、公有水面埋立承認願書を同知事に提出し、同年、同知事から埋立承認を得て、同事業に着手した。
- その後、埋立地の地盤に関しては、ボーリング調査の結果などを踏まえ、キャンプ・シュワブ北側（大浦湾側）の海域における護岸などの構造物の安定性などについて検討を行った。その結果、羽田空港や関西国際空港、那覇空港でも用いられた一般的で施工実績が豊富な工法により地盤改良工事を行うことで、所要の安定性を確保できる強度の地盤になり、問題なく埋立地を完成させ、飛行場を建設できることが確認された。このことは令和元年（2019年）9月から開催された、地盤、構造、水工、及び舗装の各分野の有識者で構成される技術検討会においても確認されている。
- また、環境面についても、令和2年（2020年）1月から4月までの間に開催された自然環境などに係る各分野の有識者で構成される環境監視等委員会において、埋立工事に係る計画の変更による環境への影響の程度は、変更前と比べて同程度又はそれ以下であることが確認されている。
- このように、有識者の知見も得つつ、十分に検討を行った上で、令和2年（2020年）4月、地盤改良工事の追加などに伴う埋立ての変更承認申請書を沖縄県知事に提出した。
- しかしながら、同知事は、令和3年（2021年）11月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして、変更承認申請を不承認とした。
- かかる同知事の判断に対しては、令和5年（2023年）9月、最高裁判所において、変更承認申請を承認しない同知事の事務処理が違法であるとの司法の最終判断が示されている。このため、同知事は、直ちに承認処分を行うべきであるにもかかわらず、当該司法判断に従った対応がなされなかったことから、所管大臣（国土交通大臣）において、法にのっとり、承認を行った。
- 普天間飛行場代替施設建設事業については、令和5年（2023年）12月の埋立変更承認以降、順次、キャンプ・シュワブ北側（大浦湾側）等における工事を開始しているところであるが、引き続き、環境監視等委員会の指導・助言を踏まえつつ、大気汚染物質の排出の低減に努めるなど、様々な環境保全措置等を実施し、自然環境や住民の生活環境を含め、環境保全に十分配慮しながら工事を進めている。
- また、地元住民との対話については、平成25年（2013年）の埋立承認以降も、日本政府は、沖縄県の知事や副知事を含む地元自治体幹部の参加を得て、普天間飛行場の一日も早い全面返還と、返還までの間の危険性除去を議論するための会議の枠組みを持ち、繰り返し対話を重ねてきている。さらに、変更承認に基づく工事を始めた令和6年（2024年）以降は、普天間飛行場の移設先の地元自治体、同飛行場が所在する地元自治体、のそれぞれとの間で新たに協議会を設置し、各種課題について、日本政府と地元自治体が認識を共有し、連携した対応を講じるための議論を行っている。
- このように、同飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄の基地負

担軽減に十分資するものであり、地元との対話を積み重ね、自然環境や住民の生活環境に十分配慮して事業を進めてきたところである。また、我が国は法治国家であり、日本政府は、法令や司法判断にのっとり、工事を進めているものである。

4. 委員会の懸念について

- 本情報提供要請において、委員会は、「早期警告・緊急措置手続」により提供された情報に基づき懸念を表明しているが、事実ではない情報に基づいた懸念であることを指摘する。
- 例えば、「新しい米軍飛行場はさらなる危険につながる」との指摘について、日本政府としては、沖縄県外を移設先とする様々な案を含めた検討の結果、同県名護市に所在するキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えており、この方針に基づき着実に工事を進めていくことが、同飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながると考えて本計画を進めており、さらなる危険につながるという指摘は当たらない。
- また、上記のとおり、同飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄の基地負担軽減に十分資するものであり、地元との対話を積み重ね、自然環境や住民の生活環境を含め、環境保全に十分配慮しながら工事を進めてきている。
- したがって、「健康の権利、清潔で健康的で持続可能な環境において生活する権利、また、共同体の土地、地域、資源を所有し、開発し、管理し、利用する権利に悪影響を及ぼすとの報告」や「自由で事前かつ十分な同意を得るための効果的で意味のある協議が欠如しているとの報告」に対する懸念は、事実と反する又は実態を正しく理解しない内容に基づくものであり、普天間飛行場代替施設建設事業を正しく評価したものではない。

5. 結論

- 上記1. のとおり、沖縄県に居住する又は沖縄県出身の日本国民は、他の日本国民と同様、日本国民としての権利が完全に、かつ、等しく保障されている。沖縄県出身者が「先住民」又は「先住民族」であるとの認識が日本国内で広く存在するとは認識していない。また、上記2. 及び3. のとおり、普天間飛行場代替施設の建設が、本条約で保障されている権利に悪影響を与えているとの指摘は全く当たらないと認識している。
- 日本政府としては、引き続き、環境保全に十分配慮しつつ、地元住民への丁寧な説明を行いながら、同飛行場の一日も早い全面返還を実現し、そして基地負担の軽減を図るため、全力で取り組んでいく。

(了)

別添

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画
(仮訳)

平成25年4月

目 次

第1 はじめに

I 概観	1
II 留意事項	3

第2 土地の返還

III 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区	4
2 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路	5
3 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の第5ゲート付近の区域	6
4 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	7
IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
1 キャンプ桑江(キャンプ・レスター)	8
2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)	
(1) ロウワー・プラザ住宅地区	10
(2) 喜舎場住宅地区の一部	11
(3) インダストリアル・コリドー	12
3 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分 ..	14
4 那覇港湾施設	16
5 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	17
6 普天間飛行場	19

V 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的な部分	21
2 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分	22

第3 2012年4月27日のSCC共同発表以降の進展

VI 追加的な土地の返還区域

1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の白比川沿岸区域	24
2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー南側部分に隣接する区域	25

付表A: 施設・区域の返還時期(見込み)一覧表	27
-------------------------------	----

第1 はじめに

I 概観

沖縄における米軍の再編(統合を含む。)は、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会(SCC)文書「日米同盟:未来のための変革と再編」にあるとおり、安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持が、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであって、このような支持を強化することが重要であると認識する日米両政府による重要な取組である。

2006年5月1日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(再編のロードマップ)にあるとおり、再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保され、また、抑止力を維持し、地元への米軍の影響を軽減することとなる。

再編を実現するため、日米両政府は、この統合計画を作成したのであり、これを実施していく。措置の順序を含むこの統合計画は、沖縄に残る施設・区域に関して共同で作成された。

日米両政府は、再編を着実に実施するとのコミットメントを再確認する。

米国政府は、対象となっている米海兵隊の兵力が沖縄から移転し、また、沖縄の中で移転する部隊等の機関のための施設が使用可能となるに伴い、土地を返還することに引き続きコミットしている。

日本国政府は、残留する米海兵隊の部隊のための必要な住宅を含め、返還対象となる施設に所在し、沖縄に残留する部隊が必要とする全ての機能及び能力を米国政府と調整しつつ移設する責任に留意した。

日米両政府は、2012年4月27日のSCC共同発表において、再編のロードマップにおいて指定された6つの施設・区域の全面的又は部分的な返還に変更はなく、米軍により使用されている前述の施設・区域の土地は以下の3つの区分で返還可能となることを確認した。

- I 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域
- II 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域
- III 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

I 概 観

この統合計画は、定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は米軍の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠であり、米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たすとの考え方を反映して作成された。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供することができる。

さらに、2012年4月27日のSCC共同発表において、この統合計画を作成する取組においては、沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響について検討すること、また、施設の共同使用が再編のロードマップの重要な目標の一つであることが留意された。日米両政府は、自衛隊による共同使用について、2010年12月に設置された共同使用に関する作業部会を含む種々の場において、引き続き協議されることを確認した。この作業部会における協議は、この統合計画を実施するための沖縄に残る施設・区域のマスタープランの作成過程に反映される。

この統合計画の実施を完了する時期は、各手順の実施状況に影響される。沖縄の住民の強い希望を認識し、この統合計画は、そのプロセスを通じて運用能力(訓練能力を含む。)を確保しつつ、可能な限り早急に実施される。日米両政府は、予見可能な将来において、更なる著しい変更は必要とされないことに同意する。米国政府は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(日米地位協定)の目的のための施設・区域の必要性をたえず検討することを含め、日米地位協定に従って、この統合計画を実施する。付表Aにおける施設・区域の返還時期は、日米両政府により、3年ごとに更新され、公表される。

Ⅱ 留意事項

- 1: 地図に示された返還区域及び「返還区域」に記載された区域の広さは、日米両政府間で現在合意されたものを示す。正確な面積は、将来行われる測量調査等の結果に基づき微修正されることがある。
- 2: 「移設を要する主要施設」は、土地の返還のために移設その他の措置(ユーティリティの使用の確保等)が必要となる主要な建物を示す。移設を必要とする追加的な機能は、マスタープランの作成過程において特定される。
- 3: この統合計画に示された時期及び年は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。
- 4: 各施設の「返還・移設手順」は、2013年度(日本国の平成25会計年度)以降に土地の返還のために必要となる主要な手続を示す。他の施設の返還・移設手順との連関は必ずしも考慮されていない。キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー及びキャンプ・シュワブへの機能の移設は、区域に現在配置されている部隊の日本国外の場所への移転後に実施が必要となる可能性がある。また、これらは移設の進展に応じて更に調整されることがある。
- 5: 文化財調査、環境影響評価等は、実施が予想されるものについて、返還・移設手順に記載されている。したがって、返還・移設手順に文化財調査等が示されていない場合でも、将来行われる実地調査の結果によっては、文化財調査等の実施が必要となり、おおよその返還時期に遅延が生じる可能性がある。
- 6: 「移設先」は、主要な施設が移設されることが現在計画されている区域を示すものであり、米国政府によって実施されるマスタープランの作成過程において変更されることがある。

記号表:	米国政府 実施	日本国政府 実施	共同実施
------	------------	-------------	------

略語: MP(マスタープラン)
JC(日米合同委員会)
BCP(設計基準)

※ 各手順の下の()内の数字は、当該手順を実施するために最低限必要な期間(年)を示している。

第2 土地の返還

Ⅲ 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域

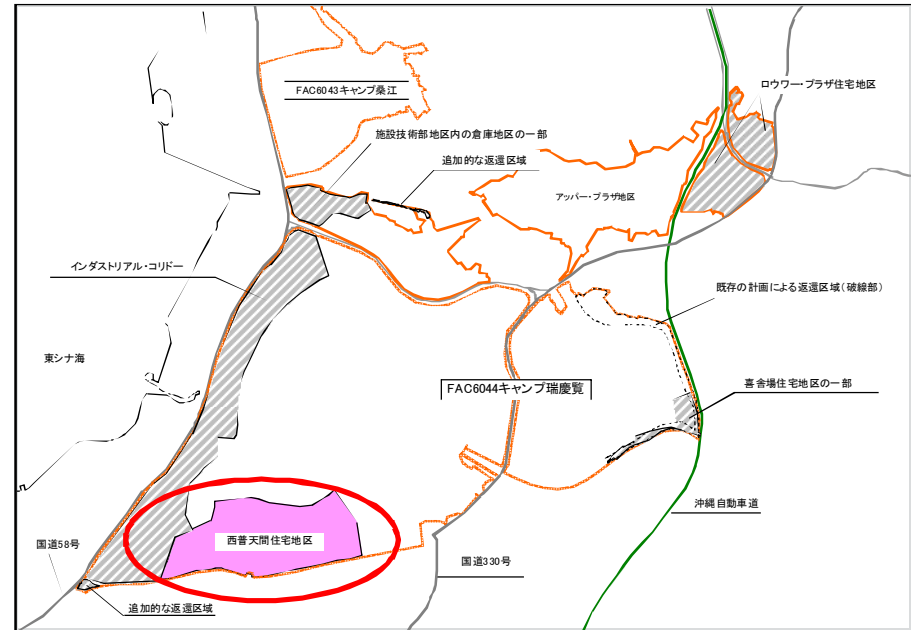
1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区

①返還区域

- ・ 返還区域は、約52ヘクタール。

②返還時期

- ・ 返還のための必要な手続の完了後、2014年度(日本国の平成26会計年度)又はその後に返還可能。(以下の返還手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	返還手順
—	—	測量 (0.5) J C 合意 柵の設置・ ユーティリティ (1) 返還手続 (0.5) 返還

Ⅲ 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域

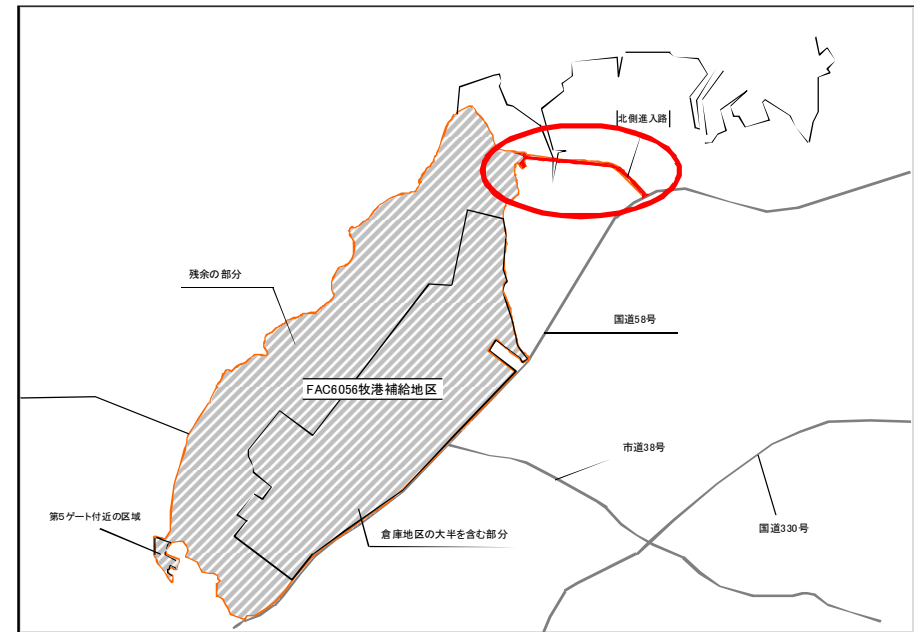
2 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路

①返還区域

- ・ 返還区域は、約1ヘクタール。

②返還時期

- ・ 返還のための必要な手続の完了後、2013年度(日本国の平成25会計年度)又はその後に返還可能。(以下の返還手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	返還手順
—	—	測量 (0.5) J C合意 返還手続 (0.5) 返還

Ⅲ 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域

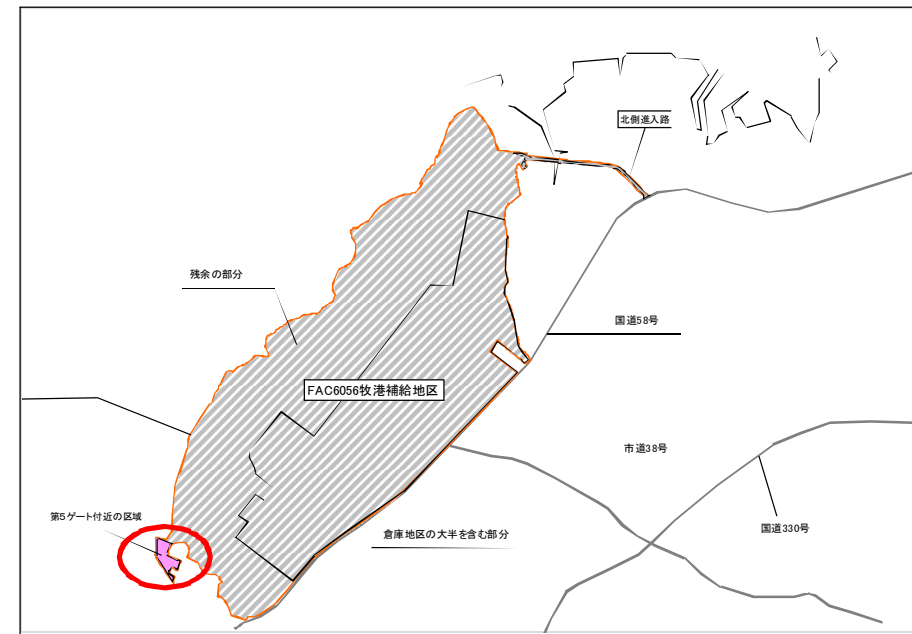
3 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の第5ゲート付近の区域

①返還区域

- ・ 返還区域は、約2ヘクタール。

②返還時期

- ・ 返還のための必要な手続の完了後、2014年度(日本国の平成26会計年度)又はその後に返還可能。(以下の返還手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	返還手順
—	—	測量 (0.5) J C 合意 柵設置 (0.5) 返還手続 (0.5) 返還

Ⅲ 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域

4 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部

①返還区域

- ・ 返還区域は、約10ヘクタール。

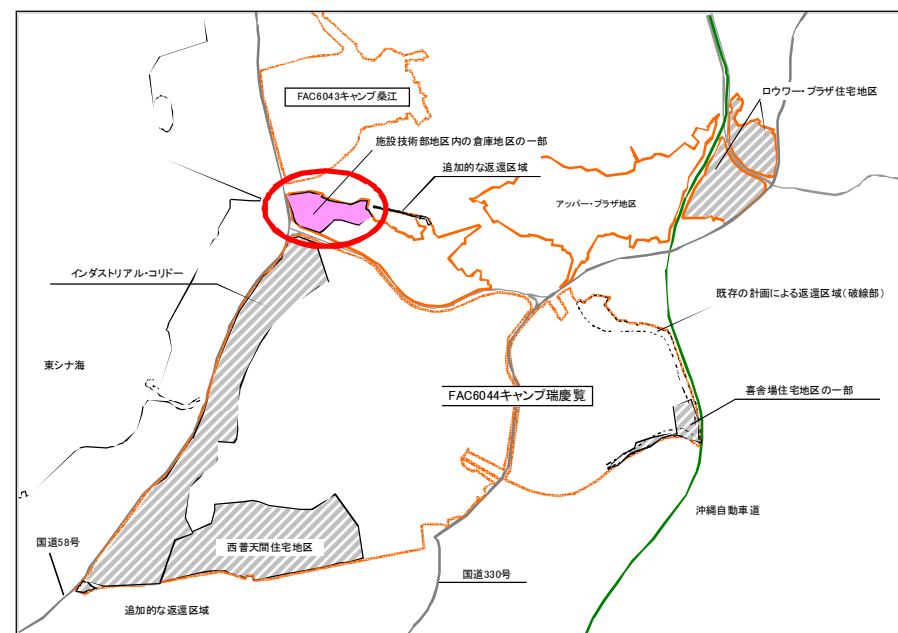
注： 白比川沿岸区域については、2012年4月27日のSCC共同発表の時点では返還が合意されていなかったが、地元の要請に基づく追加的な土地の返還区域とすることとする。

②返還条件

- ・ 海兵隊コミュニティサービスの庁舎(管理事務所、整備工場、倉庫等を含む。)のキャンプ・ハンセンへの移設。

③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2019年度(日本国の平成31会計年度)又はその後に返還可能。(以下の返還手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	返還手順
海兵隊コミュニティサービスの庁舎等	キャンプ・ハンセン	移設先の特定 (1) JC合意 設計基準 (1) 調査・設計 (2) 工事 (2) 提供手続 (0.5) 移転 返還

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

1 キャンプ桑江(キャンプ・レスター)

①返還区域

- ・ 返還区域は、約68ヘクタール(全面返還)。

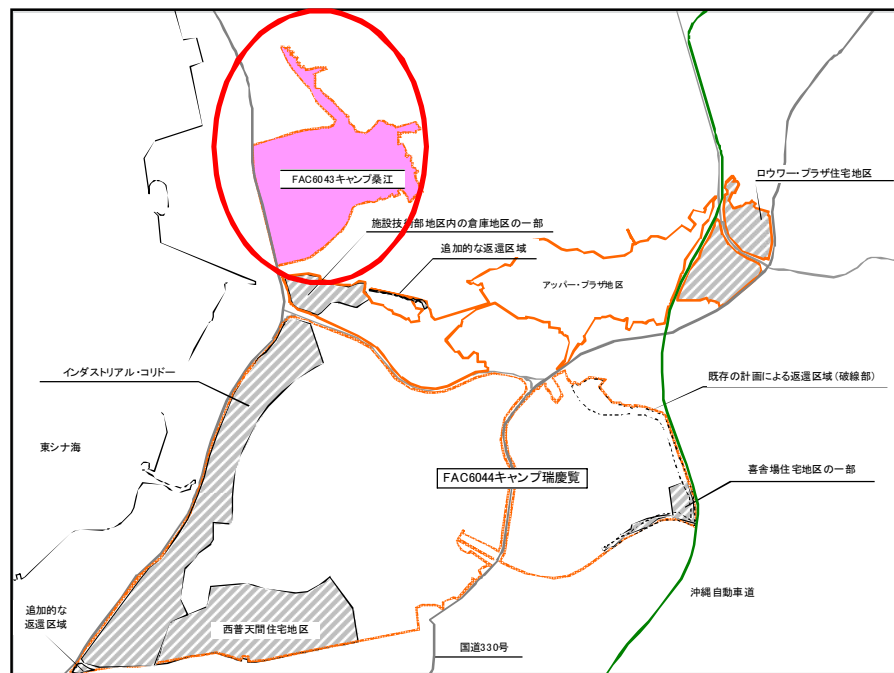
②返還条件

- ・ 海軍病院及び中学校のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)への移設。
- ・ 沖縄住宅統合(OHC)の下での家族住宅(375戸)のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)への移設。

注：沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設する。

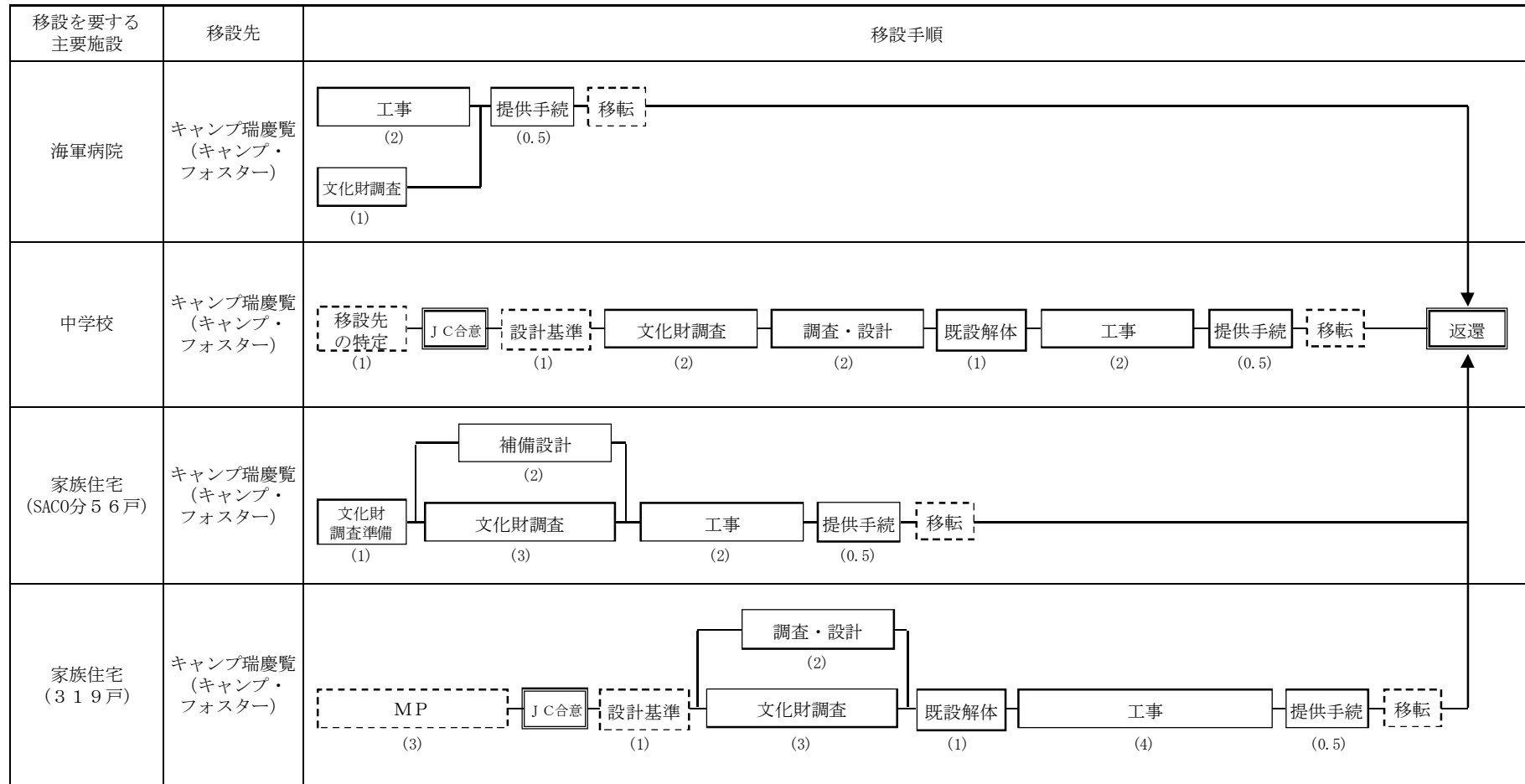
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2025年度(日本国の平成37会計年度)又はその後に返還可能。(次頁の移設手順を参照。)



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

1 キャンプ桑江(キャンプ・レスター)



注1：海軍病院及び家族住宅(SACO分56戸)は、既存の計画に基づくものであり、JCにおいて合意済み。

2：MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

3：家族住宅(319戸・SACO分56戸)の移設に関し、調査・設計に要する期間は、文化財調査の結果により調整されることがある。

4：MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)

(1) ロウワー・プラザ住宅地区

①返還区域

- ・ 返還区域は、約23ヘクタール。

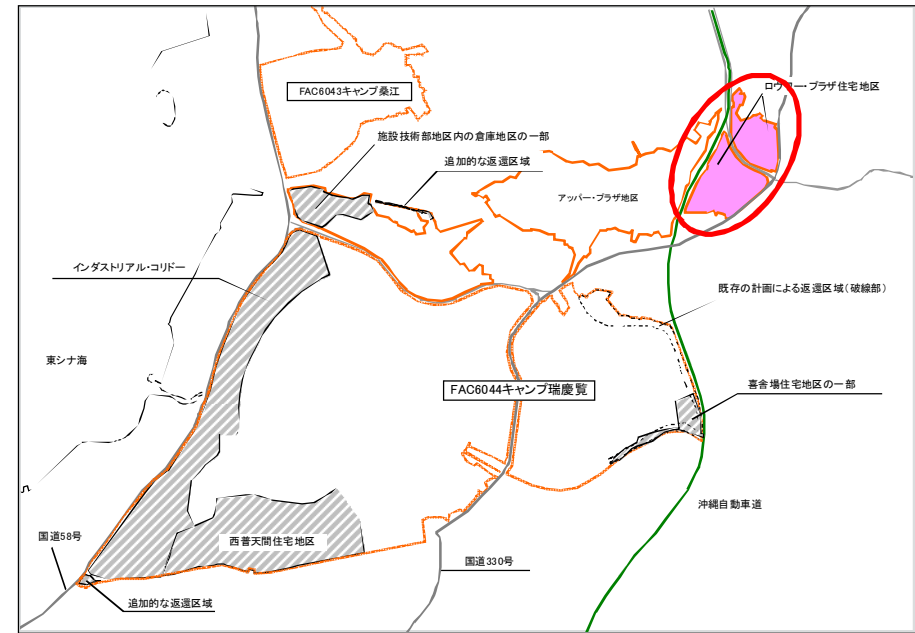
②返還条件

- ・ OHCでの下での家族住宅(102戸)のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。

注: SACOの下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設する。

③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。(以下の移設手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	移設手順
家族住宅 (102戸)	キャンプ瑞慶覧 (キャンプ・ フォスター)	MP (3) J C 合意 設計基準 (1) 文化財調査 (2) 調査・設計 (2) 既設解体 (1) 工事 (2) 提供手続 (0.5) 移転 返還

注1: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

注2: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)

(2) 喜舎場住宅地区の一部

①返還区域

- ・ 返還区域は、約5ヘクタール。

注1: 返還区域は、地元の要請に基づき、SACO最終報告で合意された区域(破線部分)から修正されている。

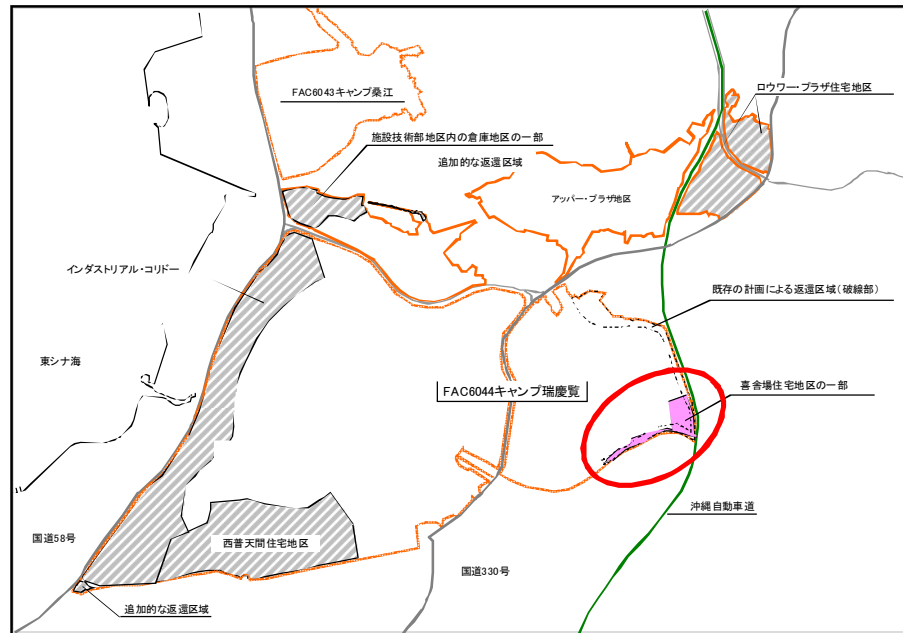
2: SACOの下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設する。

②返還条件

- ・ OHCの下での家族住宅(32戸)のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。

③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。(以下の移設手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	移設手順
家族住宅 (32戸)	キャンプ瑞慶覧 (キャンプ・ フォスター)	MP (3) J C 合意 設計基準 (1) 文化財調査 (2) 調査・設計 (2) 既設解体 (1) 工事 (2) 提供手続 (0.5) 移転 返還

注1: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

2: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)

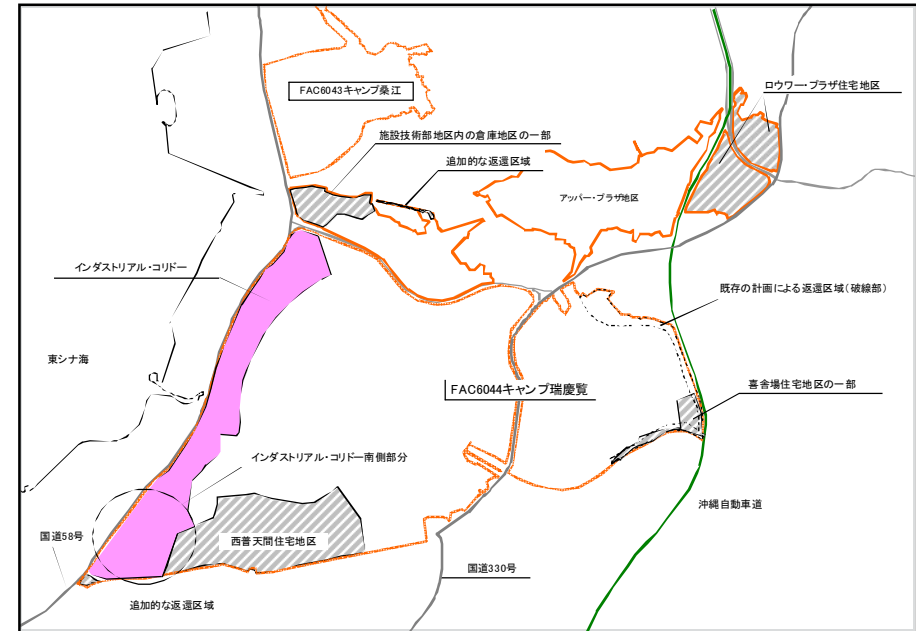
(3) インダストリアル・コリドー

①返還区域

- ・ 返還区域は、約62ヘクタール。

②返還条件

- ・ 陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・ スクールバスサービス関連施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・ 海兵隊輸送関連施設等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ リサイクルセンター等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ コミュニティ支援施設等のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。
- ・ 海兵隊航空支援関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 海兵隊通信関連施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・ 海兵隊後方支援部隊の日本国外の場所への移転。



③返還時期

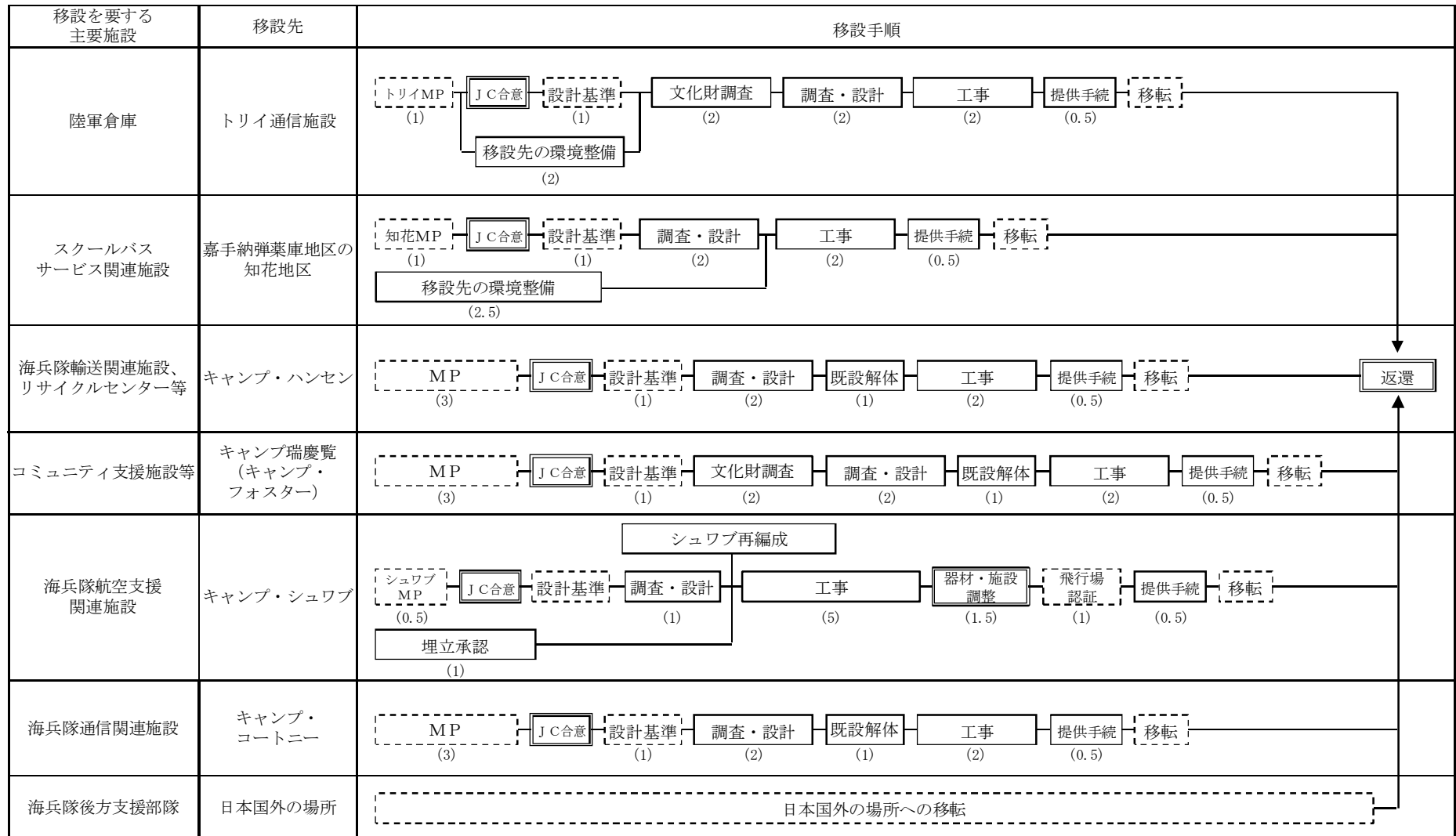
- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。(次頁の移設手順を参照。)

(注) インダストリアル・コリドー南側部分の返還をできる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)

(3) インダストリアル・コリドー



注1: この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

2: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

3: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

3 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分

①返還区域

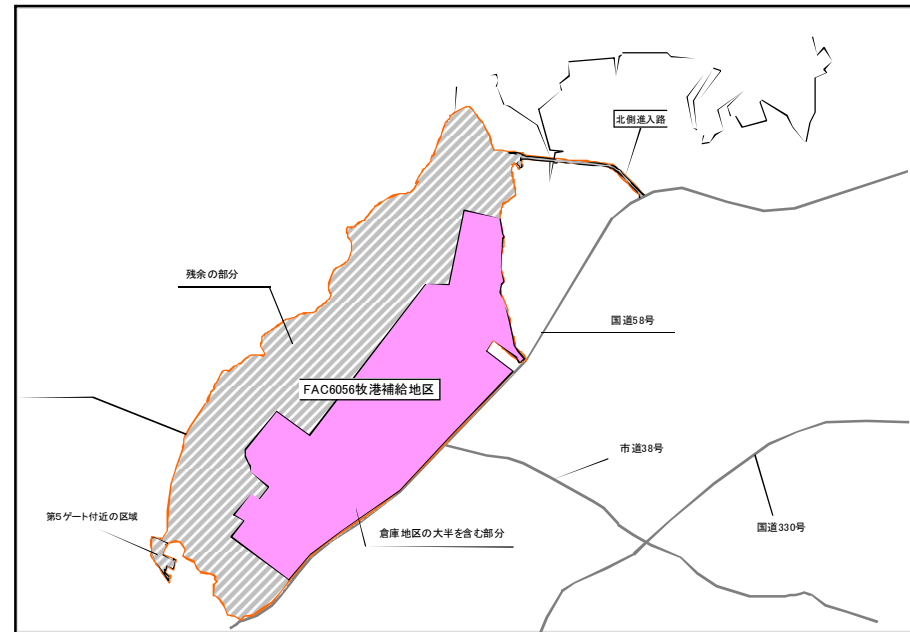
- ・ 返還区域は、約129ヘクタール。

②返還条件

- ・ 陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・ 国防省支援機関の施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・ 海兵隊の倉庫、工場等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ 海兵隊郵便局等のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)への移設。

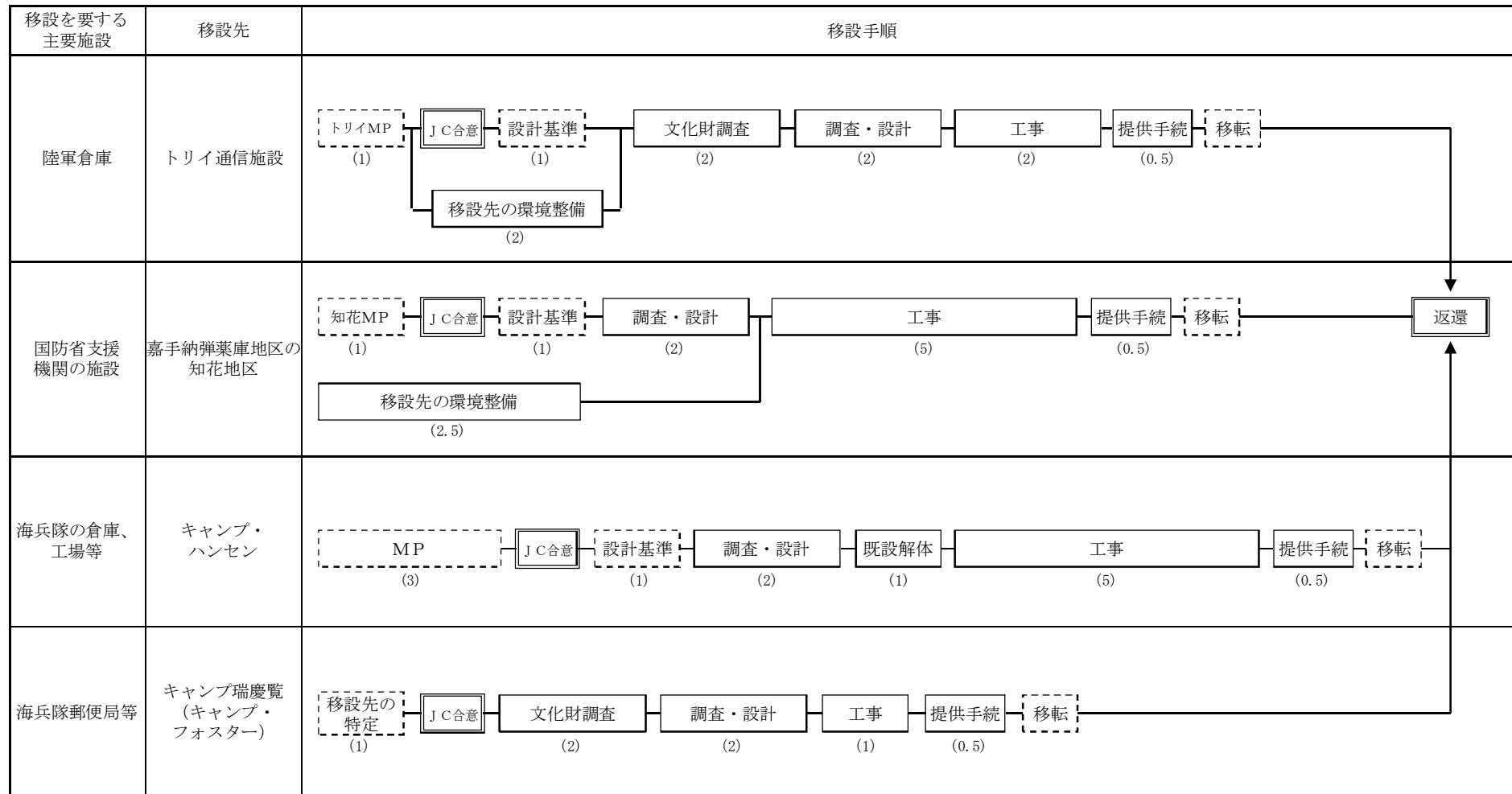
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2025年度(日本国の平成37会計年度)又はその後に返還可能。(次頁の移設手順を参照。)



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

3 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分



注1: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

2: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

4 那覇港湾施設

①返還区域

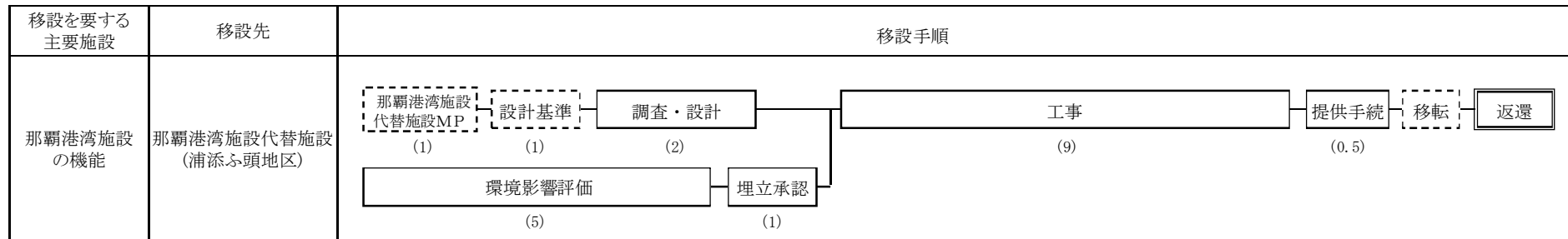
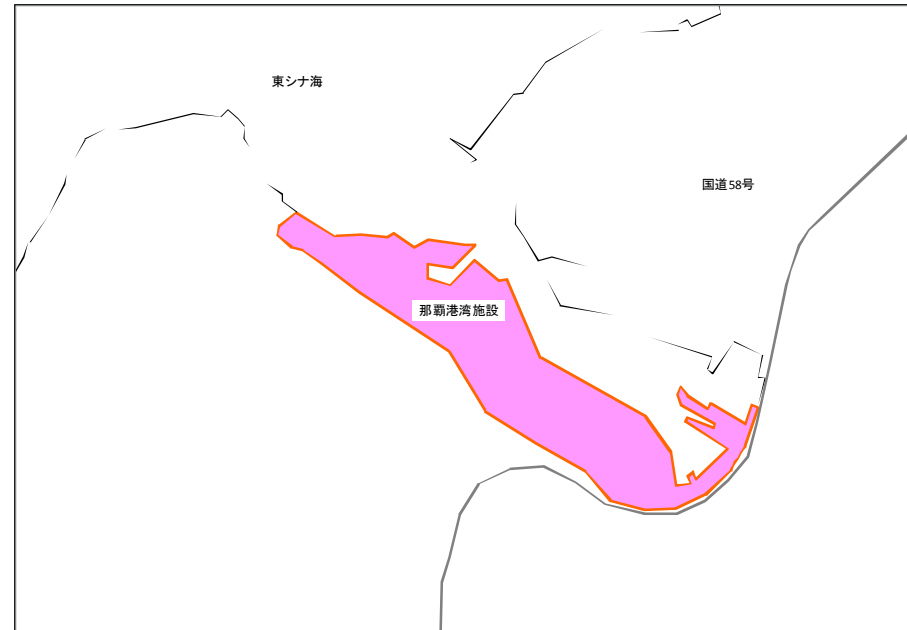
- ・ 返還区域は、約56ヘクタール(全面返還)。

②返還条件

- ・ 那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約49ヘクタールの代替施設(追加的な集積場を含む。)への移設。

③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2028年度(日本国の平成40会計年度)又はその後に返還可能。(以下の移設手順を参照。)



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

5 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

①返還区域

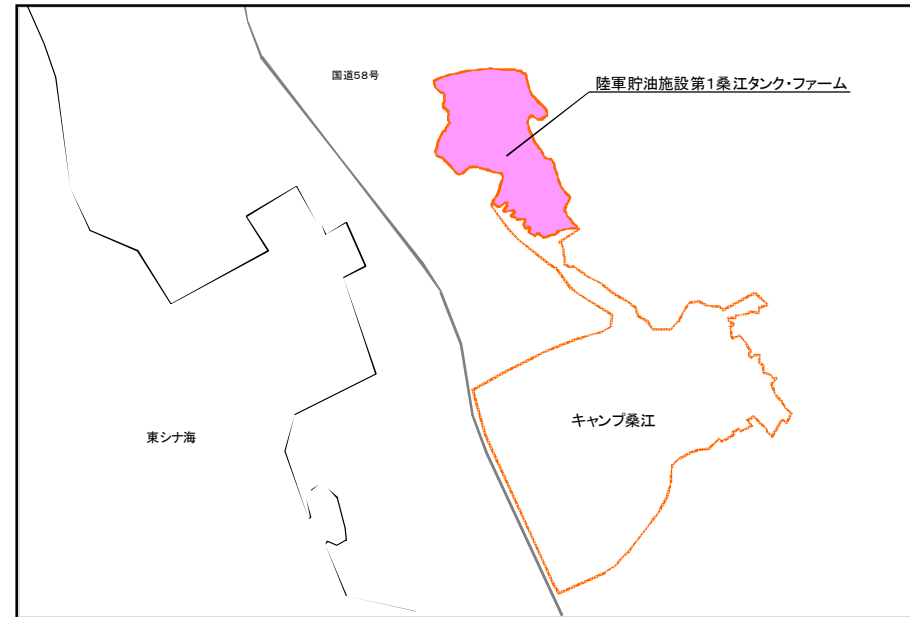
- ・ 返還区域は、約16ヘクタール(全面返還)。

②返還条件

- ・ 普天間飛行場の運用支援施設・機能のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 嘉手納飛行場の運用支援施設・機能の陸軍貯油施設第2金武湾タンク・ファームへの移設。
- ・ 管理棟及び車両燃料ポイントの陸軍貯油施設第2桑江タンク・ファームへの移設。

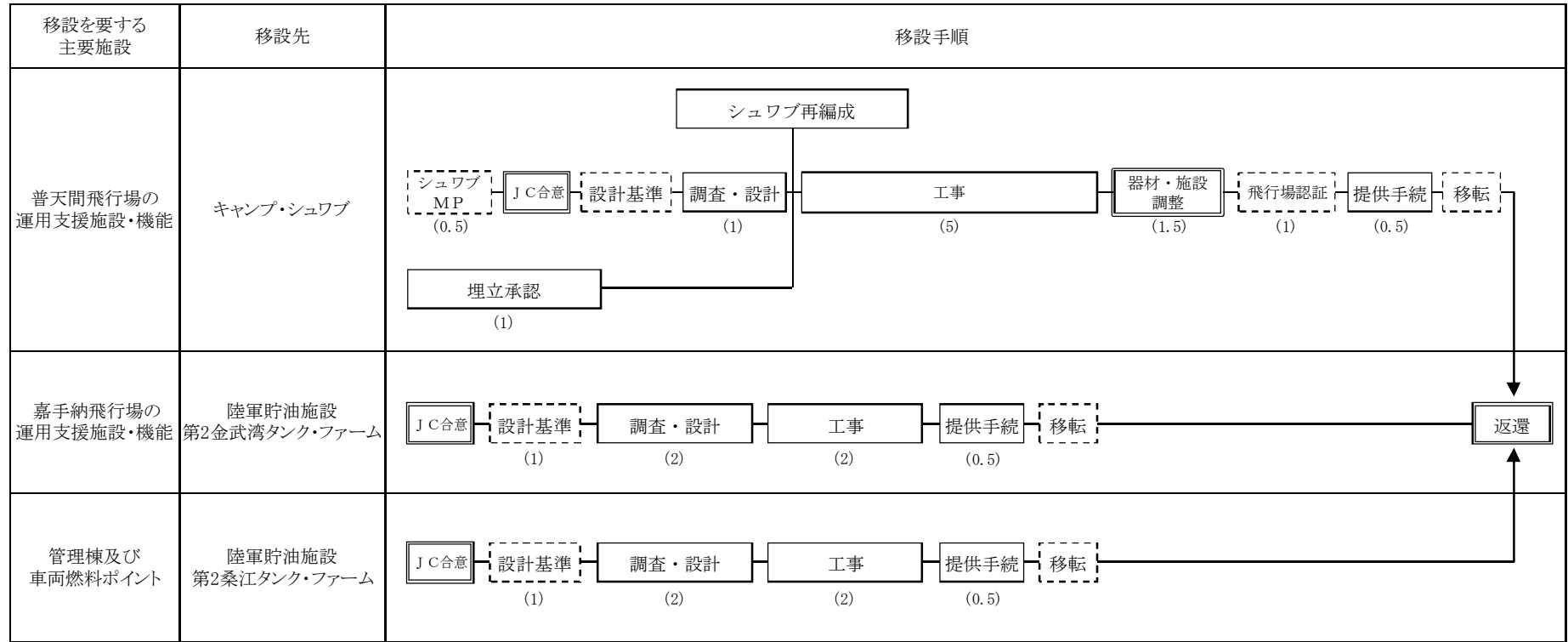
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2022年度(日本国の平成34会計年度)又はその後に返還可能。(次頁の移設手順を参照。)



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

5 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

6 普天間飛行場

①返還区域

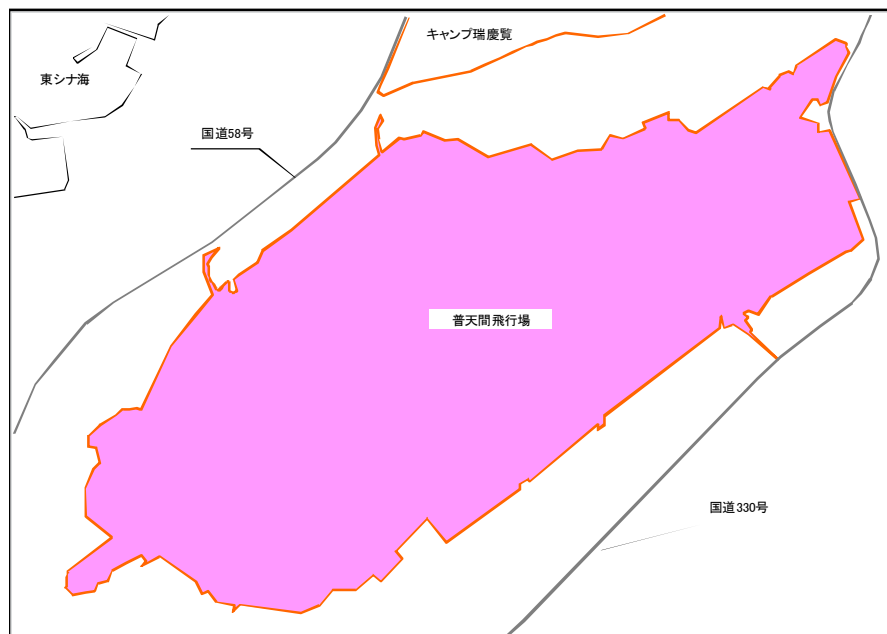
- ・ 返還区域は、約481ヘクタール(全面返還)。

②返還条件

- ・ 海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施。
- ・ 普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善。
- ・ 地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生の回避。
- ・ 隣接する水域の必要な調整の実施。
- ・ 施設の完全な運用上の能力の取得。
- ・ KC-130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化。

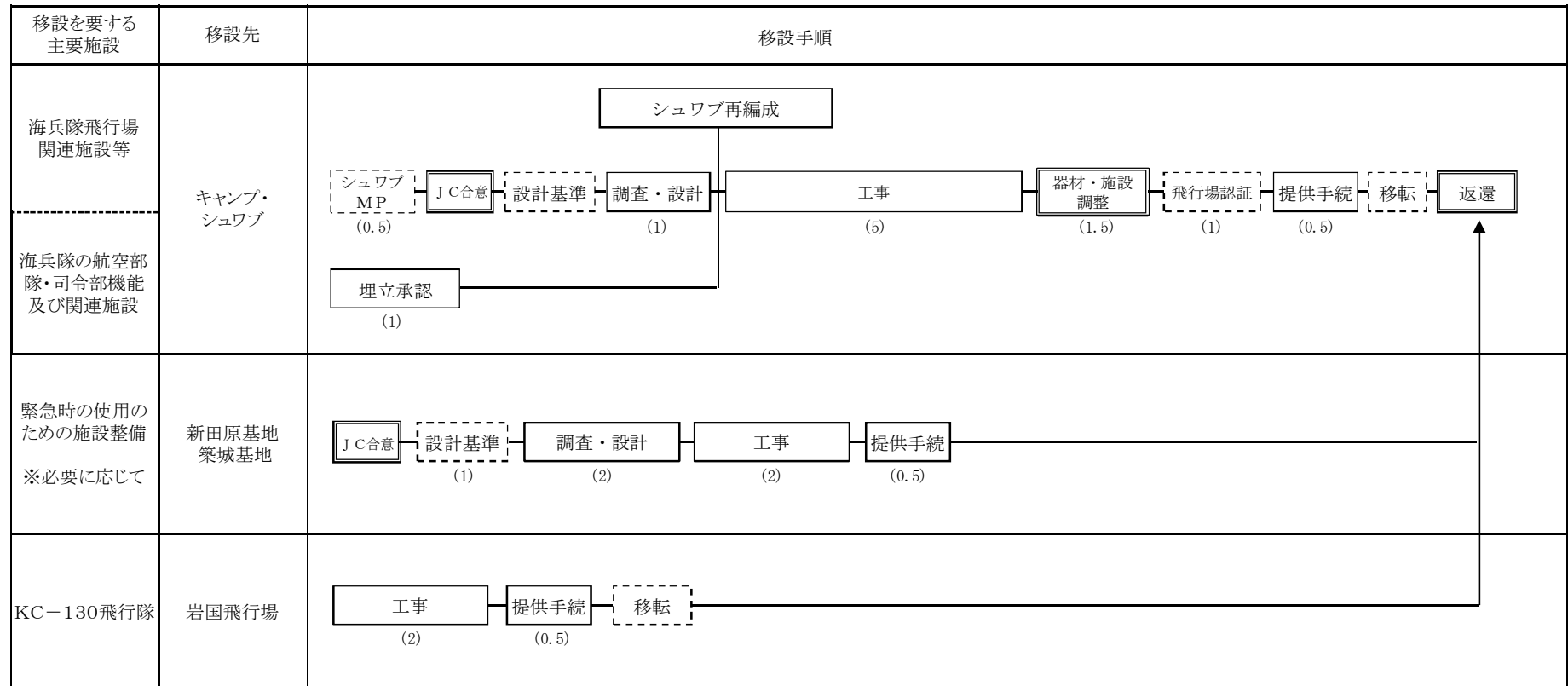
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2022年度(日本国の平成34会計年度)又はその後に返還可能。
(次頁の移設手順を参照。)



IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

6 普天間飛行場

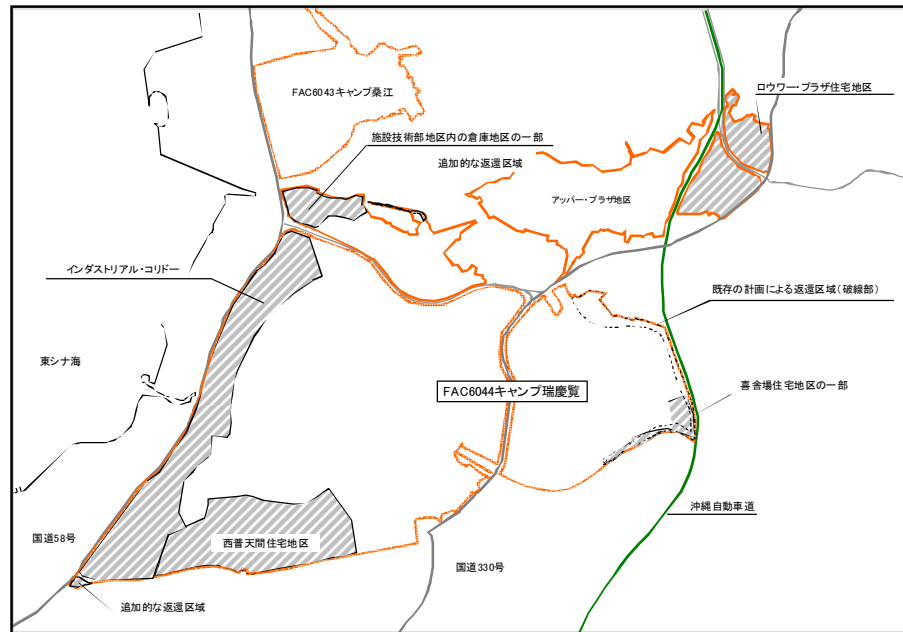


V 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的な部分

マスタープランの作成過程における優先事項は、キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び日米安全保障条約の下で効果的かつ効率的な基地であり続けることを引き続き確保することである。日米両政府は、米軍による地元への影響を軽減するため、移設に係る措置の順序を含むこの統合計画を、キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の最終的な在り方を決定することに特に焦点を当てつつ、作成した。この取組においては、見直された海兵隊の部隊構成により必要とされるキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)における土地の使用について検討し、また、沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響は、この取組に影響する。

2012年4月27日のSCC共同発表においては、キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の残りの施設とインフラの可能な限りの統合が図られること及び米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、キャンプ瑞慶覧の追加的な部分が返還可能となることが述べられている。日米両政府は、この統合計画の作成過程において、この統合計画のVIに示されたキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的な部分の返還を特定し、合意した。また、インダストリアル・コリドーに隣接する区域については、沖縄に残る施設・区域のマスタープランの作成過程を通じて、追加的な返還が可能かどうかを特定するために検討される。米国政府は、現行の地位協定の義務に従って、この統合計画の公表後に地位協定の目的のために必要でないことが明らかになったキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設・区域を返還することに引き続きコミットする。



V 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

2 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分

①返還区域

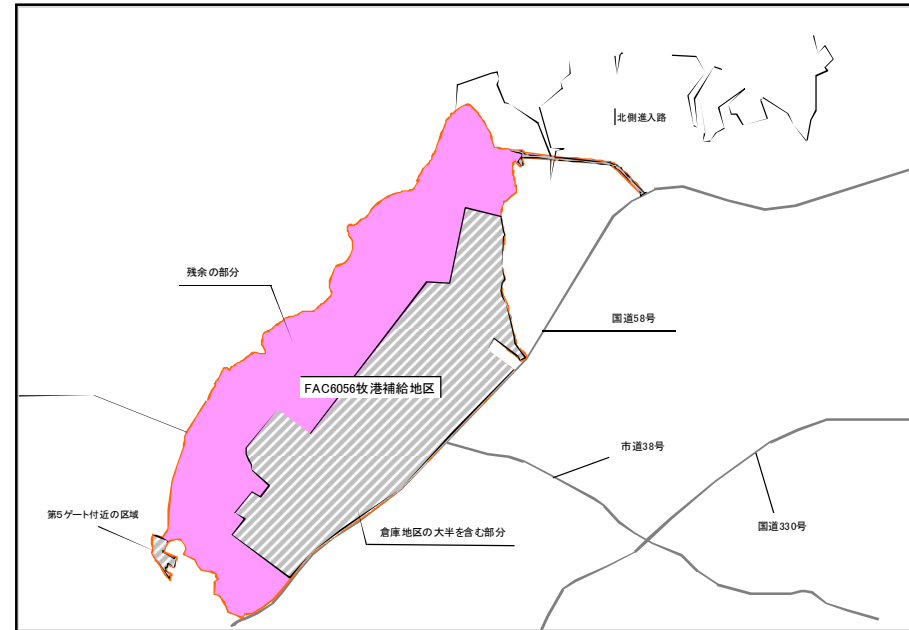
- ・ 返還区域は、約142ヘクタール(全面返還)

②返還条件

- ・ 海兵隊管理棟等のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)への移設。
- ・ 米軍放送網(AFN)の送信施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・ 日本国外の場所に移転する部隊を支援する機能の解除。

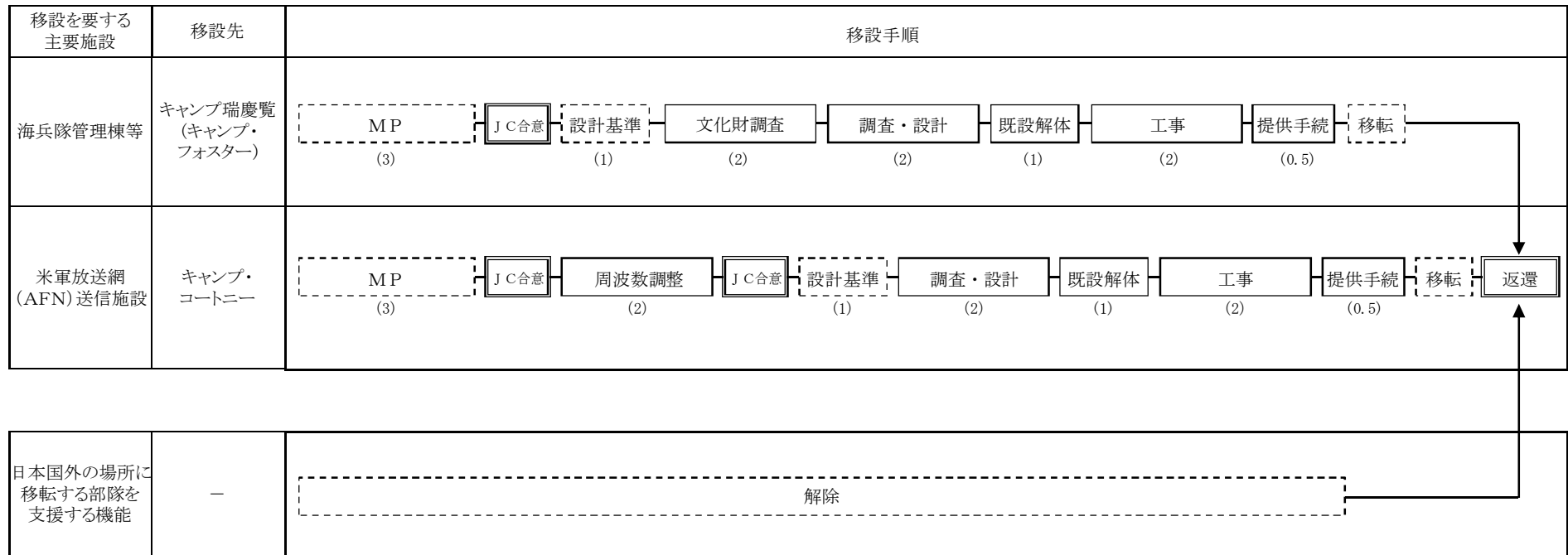
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続が完了し、海兵隊の国外移転完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後返還可能。(次頁の移設手順を参照。)



V 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

2 牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分



注1: 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

2: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

3: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

第3 2012年4月27日のSCC共同発表以降の進展

VI 追加的な土地の返還区域

1 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の白比川沿岸区域

①返還区域

- ・ 返還区域は、約0.4ヘクタール。

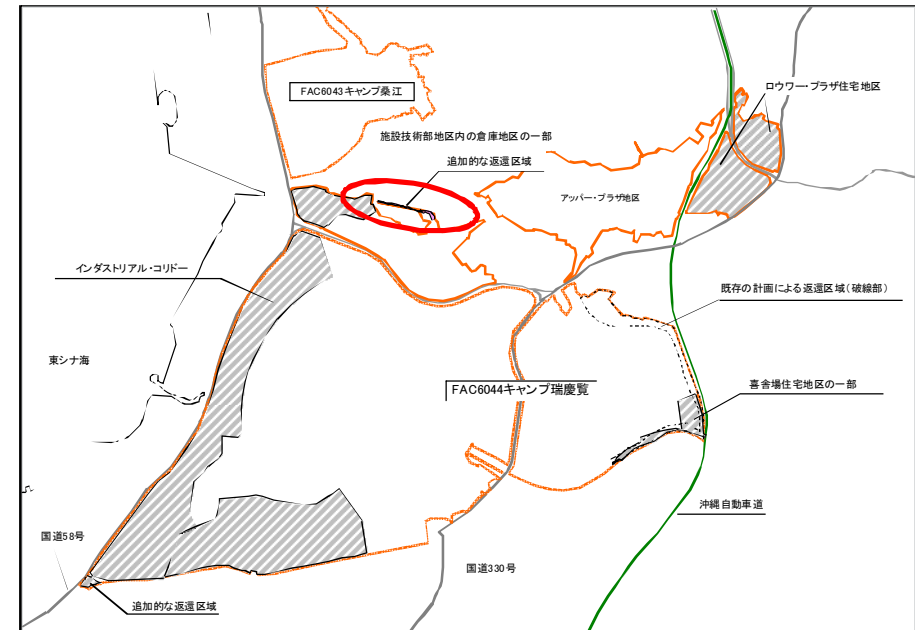
注： 白比川沿岸区域については、2012年4月27日のSCC共同発表の時点では返還が合意されていなかったが、地元の要請に基づく追加的な土地の返還区域とすることとする。

②返還条件

- ・ 海兵隊コミュニティサービスの庁舎(管理事務所、整備工場、倉庫等を含む。)のキャンプ・ハンセンへの移設。

③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2019年度(日本国の平成31会計年度)又はその後に返還可能。(以下の返還手順を参照。)



移設を要する 主要施設	移設先	返還手順
海兵隊コミュニティサービスの庁舎等	キャンプ・ハンセン	移設先の 特定 (1) J C 合意 設計基準 (1) 調査・設計 (2) 工事 (2) 提供手続 (0.5) 移転 返還

VI 追加的な土地の返還

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー南側部分に隣接する区域

①返還区域

- ・ 返還区域は、約0.5ヘクタール。

注： インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区については、2012年4月27日のSCC共同発表の時点では返還が合意されていなかったが、追加的な土地の返還区域とすることとする。

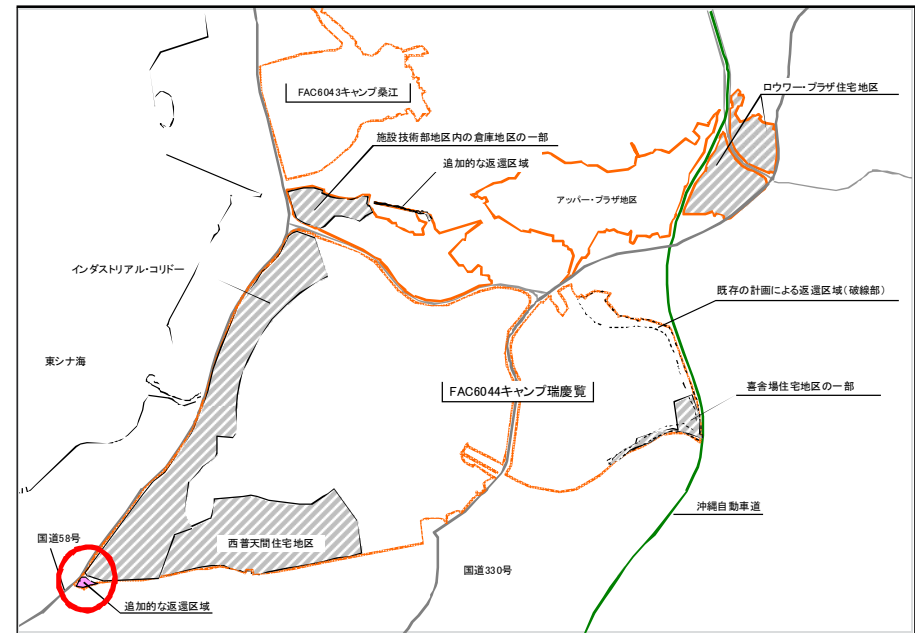
②返還条件

インダストリアル・コリドーに所在する下記の施設等の移設。

- ・ 陸軍倉庫のトリイ通信施設への移設。
- ・ スクールバスサービス関連施設の嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設。
- ・ 海兵隊輸送関連施設等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ リサイクルセンター等のキャンプ・ハンセンへの移設。
- ・ コミュニティ支援施設等のキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)内への移設。
- ・ 海兵隊航空支援関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 海兵隊通信関連施設のキャンプ・コートニーへの移設。
- ・ 海兵隊後方支援部隊の日本国外の場所への移転。

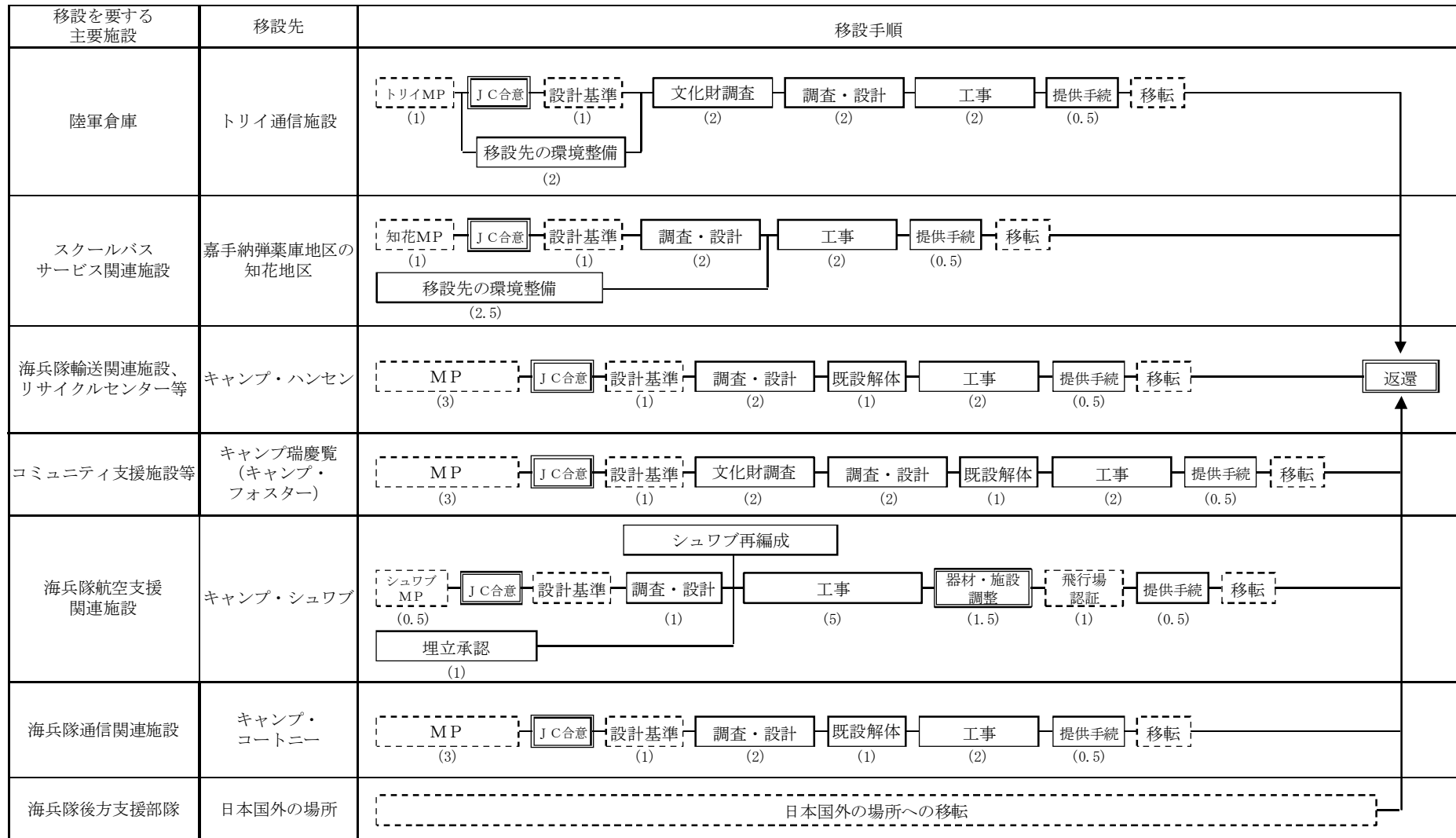
③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2024年度(日本国の平成36会計年度)又はその後に返還可能。(次頁の移設手順を参照。)



VI 追加的な土地の返還

2 キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー



注1: この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

2: MPの対象は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧等。

3: MPの作成に係る3年間は、現時点での人的資源を想定している。追加となる人的資源は、MPの作成を加速することがある。

付表A：施設・区域の返還時期（見込み）一覧表

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	2014年度又はその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	2013年度又はその後
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	2014年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度又はその後 ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度又はその後 ^{2,3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度又はその後
那覇港湾施設	2028年度又はその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度又はその後
普天間飛行場	2022年度又はその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分	—
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分	2024年度又はその後 ⁴

1： 白比川沿岸区域も同時期に返還可能。

2： この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

3： インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能。

4： 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。